

第 5 章

障害福祉サービス等の提供

1 障害福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、本市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、平成 29 年度に示された第 5 期障害福祉計画に係る国の基本指針（以下「第 5 期国指針」という。）や第 4 期計画における実績等を勘案して、平成 32 年度までの目標設定のほか、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の必要見込量や確保のための方策等を定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正

「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行にともない、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用の促進に関する見直しが行われます。また、障害のある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われます。

これらの制度や第 5 期国指針において、本計画を策定するにあたって踏まえるべき主な改正点について、以下に示します。

① 障害のある人の望む地域生活の支援

○ 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行うサービスを創設します。

○ 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスを創設します。

○ 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

○ 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間（5 年間）にわたり障害福祉サービスを利用して

きた低所得の高齢の障害のある人が、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害のある人の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを創設します。

② 障害のある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）の創設
重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設します。
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
保育所等の障害のある子どもに発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに対象を拡大します。
- 医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
医療的ケアを要する障害のある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進（連絡調整を行うための体制の整備）に努めます。
- 障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築
障害のある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定します。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
補装具費について、成長にともない短期間で取り替える必要のある障害のある子どもの場合等に、貸与の活用を可能とします。
- 自治体による調査事務・審査事務の効率化
自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定が整備されます。

④ その他の踏まえるべき事項

○ 障害のある人に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、障害のある人に対する虐待事案の効果的な防止に努めます。

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止と早期発見
- ・ 一時保護に必要な居室の確保
- ・ 権利擁護の取組（成年後見制度の利用促進、後見人の育成等）

○ 障害のある人の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の社会参加や障害のある人に対する理解を促進するため、国との連携を図りながら、障害のある人の芸術文化活動の振興を図るよう努めます。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」を踏まえ、当該法律の対象となる障害のある人は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないことを前提として、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るよう努めます。

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業所において、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実させていくこと等が必要とされています。

2 サービス提供における基本的な考え方

(1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市ではこれまで障害福祉計画の策定にあたり、① 希望する人に日中活動系サービスを確保すること、② グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること、③ 福祉施設から一般就労への移行を推進することに加えて、第4期計画から、④ 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することに配慮して目標等を設定するとしていました。

本計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲するとともに、新たに、⑤ 障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備することにも配慮した目標等を設定し、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前で暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。

そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら自らの望む地域生活を営むことができるといった視点も必要となります。

また、障害のある子どもへのサービス提供体制を計画的に確保することを目的として、今回の児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画の作成が義務付けられたため、障害児福祉計画をあわせ持つ計画と位置付けて、本計画の一層の推進を図っていきます。特に、重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、地域の中核的な支援機関である「児童発達支援センター」を中心として、サービス事業所等と緊密な連携を図るなど、重層的な支援体制を構築することが課題となります。

さらに、高齢の障害のある人へのサービス提供に向けては、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、高齢者施策の担当課とも一層の連携を図りながら、新たな制度への対応に努めていきます。

サービス提供基盤の整備については、本市財政が非常に厳しい状況にある中では、国や県の補助制度等によるところが大きくなりますが、地域生活を支える基盤の整備については、市単独での施策について検討することも必要です。

さらに、今後考えられる制度改正等に対応していくためには、財源の確保等も課題となることから、引き続き、既存のサービスや施策のあり方を見直す中で、財源を確保していくことも視野に入れる必要があります。こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画のもと、十分な検討を行っていきます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が自らの望む地域生活を営むためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が不可欠です。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。さらに、複数の専門機関や事業者が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業者の果たす役割は非常に大きなものがあります。

尼崎市自立支援協議会には、本市の委託相談支援事業者も委員として参画しており、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」、「しごと」、「こども」、「ガイドライン」の4つのテーマの部会を設置しています。こうした活動を通じて、本市の相談支援事業の中心的役割を担う委託相談支援事業者と関係機関等とのネットワークの強化に努めていきます。

また、障害福祉サービスと障害児通所支援等の利用計画の作成や地域移行・地域定着支援の推進に向けては、本市の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」を平成30年1月に設置したこととあわせて、障害のある人の地域生活を支援するために必要な機能を有する「地域生活支援拠点」を地域の関係機関が連携・分担して整備するなど、市内の相談支援体制の強化に取り組んでいます。今後、これらが持つ機能を円滑かつ効果的に進めていきます。

さらに、今回の法改正により、長期入院している精神障害のある人の地域移行の推進に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築することや、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの円滑な支援の提供に向けて、保健や医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することが求められています。そのため、今後、保健や子ども・子育て施策等の関係課をはじめ、地域の関係機関との協議や連携を進めていきます。

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

第5期国指針においては、『平成 32 年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者数の 2%以上削減することを基本とする。さらに、第4期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して第5期国指針に定める目標値の3割程度にあたる 13 人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

また、施設入所者の削減数については、本市では毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな施設入所者がいるという状況が続き、削減実績は第4期計画に定める目標値を大きく下回っています。これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられます。

しかしながら、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第5期国指針に定める目標値（第4期計画の目標値未達成分を含む）の約半数にあたる 6 人を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	397 人	
【目標】地域生活への移行者数	13 人 3.3%	平成 32 年度末における施設入所から地域生活への移行者数
平成 32 年度末時点の施設入所者 (B)	391 人	(A) - (C)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	6 人 1.5%	平成 32 年度末における施設入所者の削減数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標設定

第5期国指針においては、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの協議の場の設置状況に関する目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。』とされています。

この協議の場については、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が中心となって、当事者や保健、医療、福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築する内容となっています。

今後、本市での設置を進めるにあたっては、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーションなど精神科医療に携わる関係者による協議や、他都市の整備事例を研究するなどし、さらなる検討を進めていくことが必要となってきます。

そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成32年度までの設置を目標とし、環境が整った段階で協議の場を設定します。

項目	数値	考え方
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市単独で設置	平成32年度末までに設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定

第5期国指針においては、『地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。』とされています。

この地域生活支援拠点等については、居住支援機能（グループホーム等の整備や利用促進）に地域支援機能（①相談支援機能、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を組み合わせた拠点について、これらの機能を複合的な機関で担う「多機能型」、もしくは、地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する内容となっています。

なお、当該目標値については、第4期国指針にも、平成29年度末までの整備を目標として掲げられていたことから、本市では、平成30年1月の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」の開設にあわせて、「面的整備型」により当該拠点を整備しています。

そのため、本計画の期間においては、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組んでいくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数	1か所 (面的整備型)	平成32年度末までに、少なくとも1つを整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

第5期国指針においては、『福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。』とされています。あわせて、当該目標値を達成するため、『就労移行支援事業の利用者及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。』とされています。

さらに、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、『就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。』とされています。

本市においては、近年、市内の就労移行支援事業所等が増加傾向にあることから、利用者数は増加しており、また、一般就労への移行者数も安定的な実績となっています。これらの実績を勘案し、まず、就労移行支援事業の利用者数については、第5期国指針に定めるとおり、2割増加の162人を目標として設定します。次に、市内の就労移行支援事業所の就労移行率については、平成28年度末における市内の事業所数は11か所で、そのうち就労移行率が3割以上の事業所は6か所(54.5%)となっていました。そのため、平成32年度末における市内全体の事業所数を14か所と見込み、第5期国指針に定める目標値を上回る全体の7割(10か所)以上を目標として設定します。

また、福祉施設から一般就労への移行者数については、第5期国指針に定めるとおり、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍の47人を目標として設定します。

最後に、新設された就労定着支援事業の職場定着率については、市内の就労定着支援事業所が支援を開始した時点から1年後の職場定着率について、第5期国指針に定めるとおり、8割以上を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者数 (A)	31 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	47 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	1.5 倍	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	92 人	
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	111 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数
	2 割増	(D) / (C)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	7 割以上	平成 32 年度末において、市内就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所割合
	10 か所以上	※市内事業所総数を 14 か所と見込む。
【目標】就労定着支援事業による職場定着率の増加	8 割以上	各年度末において、市内就労定着支援事業所の支援開始 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

第5期国指針においては、『児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1 か所以上設置することを基本とする。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。』とされています。

この重層的な地域支援体制については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、児童発達支援センターについては、未だ全ての障害保健福祉圏域で配置されていない状況を鑑み、その体制を構築していくため、各市町村において、保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センター等の設置を推進する内容となっています。

本市ではすでに、市立施設の2か所を含めて、市内に3か所の児童発達支援センターを設置しており、当該センターに加えて、指定事業所1か所で保育所等訪問支援を実施しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、保育所等訪問支援の提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	3か所	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上設置する。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4か所以上	平成32年度末までに、利用できる体制を構築する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第5期国指針においては、『重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。』とされています。

この事業所の確保については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、医療的ニーズの高い重症心身障害児については、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況を鑑み、その支援体制を確保していくため、各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保する内容となっています。

本市ではすでに児童発達支援事業所については、市立の医療型児童発達支援センター1か所と指定事業所1か所を設置しており、放課後等デイサービスについては、指定事業所2か所を設置しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、重症心身障害児の支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。
【目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

第5期国指針においては、『医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。』とされています。

この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっています。

今後、本市または圏域で設置するにあたっては、兵庫県や圏域各市との協議・検討や、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていくことが必要となってきます。

そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成30年度までの設置を目標として設定します。

項目	数値	考え方
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市または圏域で設置	平成30年度末までに、市または圏域で設置する。

4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

(必要量の見込み)

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」はやや減少しているものの、「重度訪問介護」が増加していることから、全体としてやや増加傾向にあります。市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況や移動支援事業の運用変更（平成 29 年 10 月開始）により「行動援護」の利用が一定見込まれることを踏まえ、本計画では、近年の利用実績と「行動援護」の利用見込量を勘案して必要量を見込みます。

また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の短期入所事業所が整備されたことにより利用実績も増加傾向にあるため、本計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

(確保の方策)

本市においては、居宅介護等の事業所は一定確保されていますが、行動援護等の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、行動援護等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス事業所については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を促進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	51,046 時間/月	52,362 時間/月	53,730 時間/月
重度障害者等包括支援 同行援護	1,742 人/月	1,840 人/月	1,942 人/月

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 (福祉型、医療型)	1,945 日/月	2,022 日/月	2,103 日/月
	401 人/月	427 人/月	455 人/月

(2) 日中活動系サービス

(必要量の見込み)

日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生の利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「就労継続支援(A・B型)」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込みます。

また、「就労移行支援」については、本計画で目標設定している「平成 32 年度末における利用者数」を勘案して必要量を見込みます。

なお、平成 30 年度から新たに創設される「就労定着支援」については、「就労移行支援」を通じた一般就労者による継続的な利用等が一定見込まれるため、本計画では、その見込量や市内事業所における就労移行の実績等を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

日中活動系サービス事業所については、引き続き、国の制度補助(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。なお、就労系サービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては就労継続支援(A型)の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上について見直しが行われています。本市においても、これらの取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、障害者就労支援施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	21,183 日/月	21,836 日/月	22,509 日/月
	1,129 人/月	1,166 人/月	1,205 人/月
自立訓練（機能訓練）	124 日/月	131 日/月	131 日/月
	18 人/月	19 人/月	19 人/月
自立訓練（生活訓練）	332 日/月	317 日/月	317 日/月
	22 人/月	21 人/月	21 人/月
就労移行支援	1,649 日/月	1,750 日/月	1,868 日/月
	98 人/月	104 人/月	111 人/月
就労継続支援（A型）	6,194 日/月	7,061 日/月	8,050 日/月
	323 人/月	368 人/月	420 人/月
就労継続支援（B型）	14,191 日/月	14,900 日/月	15,645 日/月
	869 人/月	913 人/月	958 人/月
就労定着支援	73 人/月	88 人/月	108 人/月
療養介護	90 人/月	93 人/月	96 人/月

（3）居住系サービス

（必要量の見込み）

居住系サービスについては、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備が一定進んでいることから、「共同生活援助」の利用実績は増加傾向にあります。第4期計画における計画値には至っていない状況です。引き続き、障害のある人や保護者の高齢化、「親亡き後」の生活を見据えて、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備も進めていく必要があるため、本計画では、第4期計画の計画値の伸びを維持していくよう必要量を見込みます。

また、「施設入所支援」については、本計画で目標設定している「施設入所者の削減数」を勘案して必要量を見込みます。

平成30年度から新たに創設される「自立生活援助」については、「地域移行支援」の利用者による継続的な利用が一定見込まれるため、本計画では、その見込量やアンケート調査における利用ニーズ等を勘案して必要量を見込みます。

（確保の方策）

グループホームの整備促進に向けては、引き続き、国の制度補助を活用するとともに、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握を行い、市単独の補助制度の創設も検討していきます。なお、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行っていきます。

また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。

自立生活援助事業所については、既存の地域移行・地域定着支援事業所等が新規参入できるように、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	323 人/月	355 人/月	391 人/月
施設入所支援	399 人/月	395 人/月	391 人/月
自立生活援助	10 人/月	12 人/月	14 人/月

（４）相談支援

（必要量の見込み）

「計画相談支援」については、第４期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、平成 29 年度の作成率は３割程度にとどまっており、早急に進捗を図る必要があります。そのため、本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込みます。

また、「地域移行支援」や「地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況等を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

（確保の方策）

サービス等利用計画の作成を促進するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

また、本市においては、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援 （サービス等利用計画、 モニタリング）	200 人/月	293 人/月	392 人/月
地域移行支援	12 人/月	15 人/月	18 人/月
地域定着支援	2 人/月	3 人/月	4 人/月

（５）障害児通所支援等

（必要量の見込み）

障害児通所支援等については、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の事業者の新規参入が進んだことや、児童発達支援センターで実施している「保育所等訪問支援」の制度周知が図られてきたこともあり、近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「放課後等デイサービス」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込むこととします。

また、「医療型児童発達支援」については、児童発達支援センター「たじかの園」で実施しており、近年の利用実績は増加傾向にあるため、本計画では、これまでのサービス供給量が維持されるよう必要量を見込みます。

平成 30 年度から新たに創設される「居宅訪問型児童発達支援」については、これまで「障害児療育等支援事業」で訪問療育を受けていた重度の障害のある子どもの利用等が一定見込まれるため、本計画では、その利用等を勘案して必要量を見込みます。

（確保の方策）

障害児通所支援事業所については、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。なお、障害児通所支援等については、近年、新たに創設したサービスがあることから、引き続き、保護者や教育機関等に対し、制度の趣旨や内容についての理解をさらに努めていきます。

放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置について見直しが行われています。本市においても、これらの取組も踏まえながら、平成31年度に県から移譲される障害児通所支援事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、保育所等訪問支援の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携を図りながら、訪問先となる施設等への制度周知に取り組んでいきます。

居宅訪問型児童発達支援事業所については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	3,658 日/月	4,091 日/月	4,575 日/月
	398 人/月	446 人/月	500 人/月
医療型児童発達支援	250 日/月	253 日/月	256 日/月
	34 人/月	35 人/月	37 人/月
放課後等デイサービス	10,271 日/月	12,707 日/月	15,721 日/月
	925 人/月	1,145 人/月	1,416 人/月
保育所等訪問支援	29 日/月	34 日/月	39 日/月
	23 人/月	27 人/月	31 人/月
居宅訪問型児童発達支援	20 日/月	22 日/月	24 日/月
	10 人/月	11 人/月	12 人/月

(6) 障害児相談支援等

(必要量の見込み)

「障害児相談支援」については、第4期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、平成29年度の作成率は5割半ばにとどまっております。早急に進捗を図る必要があります。そのため、本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

平成30年度から新たに創設される「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、本計画で目標設定している「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

本市においては、指定障害児相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

また、障害児支援利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化等に取り組んでいきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を実施することから、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの相談支援専門員等に研修の受講を働きかけ、人材確保に向けて取り組んでいきます。

■サービス見込量

種 類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	73 人/月	99 人/月	132 人/月
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	1 人	1 人	1 人

5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

(必要量の見込み)

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、本計画の期間中も継続的な実施を見込みます。

(確保の方策)

「市民福祉のつどい」については、平成 29 年度から「提案型事業委託制度」の下、新たに事務局となった委託団体や従前の実行委員会をはじめ、市民との協働により、効果的な周知・啓発を行うことでイベントの活性化や参加者数の増加を図っていきます。また、障害のある人への「合理的配慮」や「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげていきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

(必要量の見込み)

「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援するため、平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、障害のある人への相談・啓発事業の実施にあたって、当事者団体等と協力や連携を図ってきておりますが、未だ事業化するまでには至っておらず、本計画の期間内での実施を見込みます。

(確保の方策)

障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等に対して効果的な支援ができるよう、市域における活動状況やニーズを把握し、自立支援協議会の意見等も踏まえながら、事業化に向けた検討を進めていきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

(必要量の見込み)

「障害者相談支援事業」については、市内5か所、市外2か所の委託相談支援事業者で実施しているほか、市の直接の窓口として、平成30年1月に開設した南北各1か所の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」で行っていますが、今後も相談者の増加やサービスの普及等とともに相談内容の多様化が見込まれることから、委託事業者の確保など相談支援体制の充実を図っていく必要があります。そのため、本計画の期間内における委託事業者の増設を勘案して必要量を見込みます。

また、「成年後見制度利用支援事業」については、平成26年7月から「尼崎市成年後見等支援センター」を開設し、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。今後も成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、これまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

障害者相談支援事業については、中核を担う基幹相談支援センターの機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていきます。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化等については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人と連携を図り、研修や連絡会等を定期的に開催していきます。また、引き続き、委託相談支援事業者の周知や連携強化に取り組むとともに、新たな事業者の確保に努め、地域の相談支援体制の充実と重層化を図っていきます。

成年後見制度の利用支援については、平成30年1月から尼崎市成年後見等支援センターを2か所に体制強化しており、同センターの一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施していきます。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成・活動監督等を進め、実例の蓄積を図る中で市民後見人の積極的な活用についても検討していきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	9 か所 (有)	10 か所 (有)	10 か所 (有)
成年後見制度利用支援事業	27 人/年	32 人/年	38 人/年

(4) 意思疎通支援事業

(必要量の見込み)

意思疎通支援事業については、尼崎市手話言語条例の制定や障害者差別解消法の施行等により、情報保障に対する意識や利用ニーズが高まっていることから、近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

(確保の方策)

今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる意思疎通支援者の養成を充実させていく必要があるため、手話通訳者の養成講座については、全課程を切れ目なく受講できるよう、平成 29 年度から講座カリキュラム等を充実しています。引き続き、各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等に努めるとともに、意思疎通支援の普及・啓発や一層の制度周知に取り組むことで、意思疎通支援者を確保していきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	1,101 件/年	1,132 件/年	1,164 件/年
要約筆記者派遣事業	247 件/年	263 件/年	280 件/年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	94 件/年	99 件/年	104 件/年

(5) 日常生活用具給付等事業

(必要量の見込み)

日常生活用具給付等事業については、各品目で給付件数の伸びに動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対して一定の給付ができています。そのため、本計画では、これまでの給付実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行います。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	19 件/年	16 件/年	14 件/年
自立生活支援用具	117 件/年	116 件/年	116 件/年
在宅療養等支援用具	64 件/年	64 件/年	64 件/年
情報・意思疎通支援用具	164 件/年	128 件/年	93 件/年
排泄管理支援用具	11,085 件/年	11,774 件/年	12,506 件/年
居宅生活動作補助用具	17 件/年	18 件/年	19 件/年

(6) 移動支援事業

(必要量の見込み)

「移動支援事業」については、利用ニーズが高いサービスであることから、利用人数は増加傾向にありますが、放課後等デイサービスの利用が進むなど、障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所が増えてきたこと等により、近年の利用実績はやや減少傾向にあります。市内や隣接する市の事業所などで一定のサービス供給量が確保されている状況や、移動支援事業の運用変更（平成 29 年 10 月開始）により「行動援護」への利用移行が一定見込まれることを踏まえ、本計画では、これまでの利用実績と「行動援護」への利用移行の見込量を勘案して必要量を見込みます。

（確保の方策）

移動支援事業については、利用時間数が非常に多く、利用者数も増加傾向が続いているため、継続的かつ安定的な事業運営に取り組む必要があります。また、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な利用も見受けられるため、利用者や事業者に対して、移動支援事業ガイドラインの運用や日中一時支援事業の拡充等についての周知を図るなどし、基準に即した支給決定や適正なサービス提供、サービスの役割に応じた利用となるよう取り組んでいきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	338,630 時間/年	323,680 時間/年	308,750 時間/年
	1,517 人/月	1,527 人/月	1,539 人/月

（ 7 ） 地域活動支援センター

（必要量の見込み）

「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業者の増加にともなって障害のある人の日中活動の場も広がっていることや、地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることから、新規での開設は見込んでおりませんが、引き続き、市内にある小規模作業所の法内施設への移行を進めていく必要があるため、本計画では、段階的に移行していくよう必要量を見込みます。

（確保の方策）

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。また、小規模作業所からの移行についても、必要な情報の提供等に取り組んでいきます。

■サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (市外センター)	30 か所 (12 か所)	31 か所 (12 か所)	32 か所 (12 か所)
	456 人/年 (20 人/年)	466 人/年 (20 人/年)	476 人/年 (20 人/年)

(参 考)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小規模作業所	5 か所	4 か所	3 か所
	27 人/年	22 人/年	17 人/年

(8) その他の事業

その他の任意事業として、「障害者安心生活支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費支給事業」、「日中一時支援事業」、「福祉ホーム事業」など各種の日常生活支援事業や、「自動車運転免許取得・改造助成事業」、「スポーツ大会開催事業」、「身体障害者福祉センター運営事業」など各種の社会参加事業を実施しています。また、地域生活支援促進事業として、「障害者虐待防止対策事業」を実施するほか、国が毎年度の事業メニューを定める特別支援事業にも積極的に取り組むことで、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指しています。

これらについては、実施状況や利用状況をみながら、手法等を工夫する中で事業を実施していきます。

6 適切なサービス提供のための方策

(1) 持続可能な制度構築に向けた考え方

本市では、障害者手帳の取得率（障害者手帳所持者数÷市内住民数）、障害福祉サービス等の給付費、地域生活支援事業の給付費が他市と比較して高いことを理由に、担当課を設置して、障害福祉サービス等の現状分析と支給決定基準（ガイドライン）の作成に取り組んできました。

今後は、その分析結果と支給決定基準を基に、給付の適正化や利用者への適切なサービス提供の確保等を行い、持続可能な制度構築の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組

① 障害福祉サービス等の給付の適正化

障害のある人の日常生活を直接的に支援する居宅介護等については、担い手であるサービス提供事業者が一定確保されていることから、第4期計画期間中の支給実績は微増している状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心、安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、自立支援協議会において協議を重ね作成した支給決定基準の運用を平成27年4月から開始しており、利用者や事業所への周知とあわせて計画相談支援の推進を図るとともに、基準に即した支給決定によって、心身の状況や必要なサービス等に合った適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。今後は、事業者に対して質の向上を図っていくため、定期的に勉強会を開催するとともに、事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいきます。

② 地域生活支援事業の給付の適正化

障害のある人の社会参加等に寄与する移動支援事業と日中一時支援事業については、本市の地域生活支援事業の給付費全体で見ると、移動支援事業が非常に高く、日中一時支援事業が非常に低い状況となっています。また、それぞれのサービスの役割も明確になっていないため、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっています。

そのため、日中一時支援事業については、平成29年6月から事業所の指定基準を緩和して利用者の対象要件を拡大するとともに、新たな加算を創設することでサービスの利用促進を図っています。また、移動支援事業については、障害福祉サービス等と同様に、自立支援協議会において協議を重ね作成した支給決定基準の運用を平成29年10月から開始しており、利用者や事業所への周知を図るとともに、基準に即した支給決定

によって、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。今後は、それぞれのサービスの利用状況等にも注視しながら、引き続き、自立支援協議会で協議を重ね、必要な人に必要なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

※「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」については、資料編（P132）に掲載。

※「尼崎市移動支援事業支給決定基準」については、資料編（P155）に掲載。

